

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年10月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400024号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400038号

第1 結論

請求者のA社における平成26年1月24日、平成26年7月18日、平成26年10月24日、平成26年12月22日、平成27年1月23日、平成27年7月17日、平成27年10月23日、平成27年12月21日、平成28年1月25日、平成28年7月12日、平成28年10月25日、平成28年12月21日、平成29年1月25日、平成29年7月7日、平成29年10月25日及び平成29年12月22日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年1月24日
② 平成26年7月18日
③ 平成26年10月24日
④ 平成26年12月22日
⑤ 平成27年1月23日
⑥ 平成27年7月17日
⑦ 平成27年10月23日
⑧ 平成27年12月21日
⑨ 平成28年1月25日
⑩ 平成28年7月12日
⑪ 平成28年10月25日
⑫ 平成28年12月21日
⑬ 平成29年1月25日
⑭ 平成29年7月7日
⑮ 平成29年10月25日
⑯ 平成29年12月22日

A社から支給された請求期間①から⑯までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑯までについて、A社が保管する賃金台帳によると、請求者は、同社から別表の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与からそれぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400024号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400038号

【標準賞与額に係る訂正】

訂正期間	訂正前の標準賞与額 (厚生年金保険法第75条 本文該当記録)	厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額
平成26年1月24日	3万円	3万円
平成26年7月18日	18万円	18万円
平成26年10月24日	3万円	3万円
平成26年12月22日	33万5,000円	33万5,000円
平成27年1月23日	3万円	3万円
平成27年7月17日	18万円	18万円
平成27年10月23日	3万円	3万円
平成27年12月21日	36万4,000円	36万4,000円
平成28年1月25日	3万円	3万円
平成28年7月12日	17万2,000円	17万2,000円
平成28年10月25日	3万円	3万円
平成28年12月21日	32万9,000円	32万9,000円
平成29年1月25日	3万円	3万円
平成29年7月7日	17万1,000円	17万1,000円
平成29年10月25日	5万円	5万円
平成29年12月22日	33万8,000円	33万8,000円

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400020号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400005号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年3月までの請求期間及び平成5年7月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年*月から昭和60年3月まで
② 平成5年7月から同年9月まで

請求期間①当時、私は学生で、両親とは別に暮らしており、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思う。

また、請求期間②について、国民年金保険料の未納のお知らせが届いたので、A市役所にそれを持参し、数か月分まとめて保険料を納付した。

しかし、請求期間①及び②における国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、請求者が唯一所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、請求期間①及び②より後の平成8年9月1日と記載されている上、これは、当時請求者が住民登録していたB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日により、平成8年11月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったほか、請求期間①及び②に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間①及び②に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

一方、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、請求者自身は直接関与しておらず、A市に居住していた両親が行ったと主張しているが、請求者の父は既に死亡しており、母は病气療養中であることから、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求期間①当時に両親が居住していたA市及び請求者が住民登録していたことが確認できるC市は、いずれも請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認

できる資料は保存していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間②について、平成5年10月頃に、A市役所から国民年金保険料の未納の通知が届いたことから、請求期間②に係る保険料をA市役所の窓口で納付したと主張しているが、上述のとおり、請求期間②は国民年金に未加入の期間であることから、請求者に対し未納通知が届くことは考え難い上、請求期間②に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行う必要があったものの、請求者は、請求期間②に係る国民年金の加入手続について記憶していない。

加えて、請求期間②当時に請求者が住民登録していたことが確認できるA市は、上述のとおり、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300264号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400037号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年11月1日から昭和54年6月30日まで
② 昭和54年7月1日から昭和55年2月28日まで
③ 昭和55年3月1日から昭和56年4月1日まで
④ 昭和56年4月30日から同年12月1日まで

請求期間①はA社のE支店で勤務し、訪問販売業務に従事していた。請求期間②はB社で勤務し、訪問販売員の送迎車の運転業務に従事していた。請求期間③はC社で勤務し、営業業務に従事していた。請求期間④はD社に勤務し、営業業務に従事していた。いずれの期間についても、厚生年金保険の加入記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求期間①における従業務について、自身が所有する車で一般家庭を訪問し、F商品やG商品を販売していた旨を具体的に述べている。

しかしながら、A社は、請求者が述べている業務に従事する者は委任契約営業員であったと考えられるため、厚生年金保険に加入させていないと回答している上、請求期間①当時、同社において社会保険事務を担当していたとする者は、「請求者のように訪問販売を行う委任契約営業員は、会社が販売委任契約している個人事業主であり、雇用関係はないため、厚生年金保険の被保険者とならない。また、委任契約営業員に支払う販売手数料から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、請求期間①及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた40人に照会し、21人から回答が得られたところ、このうち3人が、請求者と同様、採用当初は営業職であったと回答しているものの、一人は「営業職は会社と委任契約し、完全歩合制であるため厚生年金保険に加入しない。私は、営業所長となった際、正社員

となり厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入する前は保険料を控除されていなかった。」と回答し、他の二人も、正社員となったことにより厚生年金保険に加入した旨回答している上、このほかに回答が得られた 18 人については、いずれも営業職ではなく、事務等の内勤業務であった旨回答している。

さらに、上述の同僚 40 人について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる一方、請求者については、厚生年金保険と同様、当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは、整理番号に欠番もないことからも、請求者の記録が欠落したものと考える。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、同僚の回答及び請求者の従事業務に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者がB社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間②及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた 20 人（上述の事業主を除く。）に照会し、11 人から回答が得られたところ、このうち、請求者と同様、販売員の送迎車の運転業務に従事していたとする 4 人のうち 1 人は、「厚生年金保険については、本人の希望により加入させるかどうか決めていたと思う。私の場合は、採用から数か月はパートとして勤務し、仕事に慣れた頃、自身で希望して加入した。」と述べており、別の一人は、「私は面接の際、厚生年金保険の加入について確認し、3か月の試用期間経過後に加入したが、採用の担当者により雇用契約の内容が変わると思う。」と述べていることから、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがわれる。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは、整理番号に欠番もないことからも、請求者の記録が欠落したものと考える。請求者は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、請求者の従事業務に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者がC社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた形跡は確認できない上、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成元年12月3日に解散しており、事業主も所在が不明であることから、請求者の当該事業所における勤務実態及び当該事業所の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は、請求期間③当時の上司及び事務担当者の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり個人を特定することができないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料及び陳述を得ることができない。

さらに、請求者は、当該事業所の従業員数は、自身と社長を含めて4人ぐらいであったと述べており、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる上、請求者は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、請求者は、当該事業所の事業主が経営する別の事業所（以下「関連会社」という。）があった旨述べているところ、オンライン記録によると、事業主は関連会社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるものの、当該関連会社は、請求期間③より前の昭和55年2

月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も請求期間③における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間④について、複数の同僚の陳述及び請求者の従事業務に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者がD社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 14 年 12 月 3 日に解散しているほか、オンライン記録によると、当該事業所は平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間④及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた 16 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、このうち、当該事業所の専務であったとする者は、営業職の者は、初めはアルバイトのような雇用形態であるが、試用期間経過後に正社員となり、厚生年金保険に加入させるという説明を行っていたと思うので、請求者の厚生年金保険の加入記録がないのは、請求者が正社員になっていなかったためではないかと思うと回答している上、他の 6 人からは、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や具体的な陳述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える上、請求者は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。